

## 0 設計条件の確認

### 0-1 計画道路の設計条件

本計画道路の設計条件は報告書より以下のとおり

道路種類・区分	不明(記述無し)	道路幅員	W=4.0m (車道3.0m・路肩1.0m)
設計速度	不明(記述無し)	設計車両	普通自動車相当 (緊急車両)

### 0-2 道路種類・区分

本計画道路の種類及び区分は、報告書に記述は無いが道路の計画・設計を実施するうえで重要な要素であり、本計画道路の諸数値等を照査するために必要であることから計画交通量、設計通行車両から決定する。

#### (1) 計画交通量

本計画道路の計画交通量は、当該道路が城山公園内に位置する緊急輸送道路であることを考慮して以下の値とする。

計画交通量 : 500未満 台/日

#### (2) 計画通行車両

##### a) 設計通行車両

本計画道路の設計通行車両は、報告書P2-1より以下のとおり

車両種類 : 緊急車両 (消防車及び救急車)

車両寸法 : 全幅 B= 2.0~2.3m 全長 L= 6.0m程度

##### b) 設計車両の区分

図. 2-1 設計車両

2 道路の設計の基礎とする自動車 (以下「設計車両」という。) の種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。							
諸元(単位 メートル) 設計車両	長さ	幅	高さ	前端 オーバ ハング	軸距	後端 オーバ ハング	最小 回転半 径
小型自動車	4.7	1.7	2	0.8	2.7	1.2	6
小型自動車等	6	2	2.8	1	3.7	1.3	7
普通自動車	12	2.5	3.8	1.5	6.5	4	12
セミトレーラ 連 結 車	16.5	2.5	3.8 (重要 物流道路で ある普通道 路にあつて は、4.1)	1.3	前軸距4 後軸距9	2.2	12

(道路構造令 P. 173)

図. 2-1より本設計通行車両の区分は以下のとおり

設計車両 : 普通自動車

### (3) 道路種類・区分の選定

図. 2-2 道路区分-1

第3条 道路は、次の表に定めるところにより、第1種から第4種までに区分するものとする。

道路の存する地域 高速自動車国道及び 自動車専用道路又はその他の道路の別	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路	第1種	第2種
その他の道路	第3種	第4種

(道路構造令 P. 133)

図. 2-3 道路区分-2

#### 三 第3種の道路

道路の種類	道路の存する地域の地形	計画交通量 (単位 1日につき台)		20,000以上	4,000以上 20,000未満	1,500以上 4,000未満	500以上 1,500未満	500未満
		平地部	山地部	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級
一般国道	平地部	第1級	第2級	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級
	山地部	第2級	第3級					
都道府県道	平地部			第2級		第3級		
	山地部			第3級		第4級		
市町村道	平地部			第2級	第3級	第4級	第5級	
	山地部			第3級	第4級	第5級		

(道路構造令 P. 134)

図. 2-4 道路種級区分体系

地域	種別	級別	設計速度 (km/h)	出入 制限	計画交通量 (台/日)						摘要
					20,000 以上	20,000 ~10,000	10,000 ~4,000	4,000 ~1,500	1,500 ~500	500 未満	
その他の道路	地方部	第1級	80 60	P・N	国道・平地						
		第2級	60 40	P・N	国道・山地	国道・平地					
		第3級	60 50 40	N	県道	国道・平地	国道・山地	国道・山地	国道・山地	国道・山地	
		第4級	50 40 30	20	N	県道	国道・山地	国道・山地	国道・山地	国道・山地	
		第5級	40 30 20	—	N	市道	国道・山地	国道・山地	国道・山地	市道	小型道路を除く
都市部	第4種	第1級	60 40	50 40	P・N	国道					
		第2級	60 50 40	30	N	県道	国道				
		第3級	50 40 30	20	N	市道	県道				
		第4級	40 30 20	—	N	市道	市道	市道	市道	市道	小型道路を除く

(道路構造令 P. 138)

図. 2-5 第3種第5級道路について

なお第3種第5級および第4種第4級は、いわゆる低規格の1車線道路である。第3種第5級は地方部に存する低規格1車線道路を、第4種第4級は都市部に存する低規格1車線道路を対象としており、それぞれ将来とも交通量の大幅な増大が予想されない地方部の路線や都市内の区画街路に限定して適用することとしている。

なお、道路構造令第4条から第41条の規定は国道等の構造の一般的技術的基準であることから、第4種第4級の道路に関する規定を定めていないが、地方道に準用する際には、所要の読み替えにより、第3種第5級に関する規定を適用することとなっている。

(道路構造令 P. 139)

図. 2-6 普通道路、小型道路区分

(2) 普通道路、小型道路の区分

道路構造令第3条第6項において、普通道路と小型道路とに区分している。

a. 普通道路

普通道路とは、道路構造令第4条に規定する小型自動車、普通自動車、セミト  
レーラ連結車の通行の用に供することを目的とする道路であり、通行機能、アクセス機能など一般的な機能を有する道路である。

b. 小型道路

小型道路とは、設計車両を道路構造令第4条に規定する小型自動車等のみの通  
行の用に供することを目的とする道路であり、主に通行機能を考慮した道路である。

(道路構造令 P. 139)

以上より本計画道路の種類・区分は以下のとおり

- ① 計画交通量 : 500未満 台/日
- ② 設計車両 : 普通自動車
- ③ 道路種類 : 第3種
- ④ 道路区分 : 第5級